

令和七年

鹿児島県議会

決算特別委員会会議録

第七号（環境林務部）

一、委員会を開催した年月日、場所
令和七年十月十五日（水曜日）
産業経済委員会室

二、出席した委員の氏名

永井 章義	委員長
森 昭男	副委員長
いぬぶし 浩幸	委員
元山 ひさや	委員
小川 みさ子	委員
岩重 あや	委員
しらいし 誠	委員
田畑 浩一郎	委員
大久保 博文	委員
柳 誠子	委員
藤崎 剛	委員
田之上 耕三	委員

三、欠席した委員の氏名

前野 義春	委員
-------	----

四、出席した委員外議員の氏名
なし

五、鹿児島県議会委員会条例第十九条による出席者

環境林務部 西 正智 部長

小田原 知宏	次長兼奄美世界自然遺産総括監
小原 誠	次長兼地球温暖化対策総括監
本田 豊洋	環境林務課長
松野下 エリ	地球温暖化対策室長
下新原 博也	総括工事監査監
富宿 浩嗣	廃棄物・リサイクル対策課長
鳥原 誠	参事（廃棄物・リサイクル担当）
京田 真樹	参事（公共関係処分場担当）
川瀬 翼	自然保護課長
浅井 勝志	奄美世界自然遺産室長
坂本 洋	参事兼環境保全課長
秋元 拓也	森林経営課長
川畑 智晃	参事（森林吸収源対策担当）
前迫 俊一	かごしま材振興課長
有村 仁一	森づくり推進課長
奥 芳生	県営林管理監

川上 弘二 森林技術総合センター所長

議事事務局 上今 朋未 委員会第五係長

片野田 真知子 委員会第三係長

六、会議に付した事件

(一)議案

議案第八六号 令和六年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求め
る件

七、審査経過

.....

午前九時五十八分開会

.....

○永井委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開
会いたします。

本日は、環境林務部、男女共同参画局の審査であります。

ただいまから、環境林務部の審査を行います。

はじめに、環境林務部長の総括説明を求めます。

○西 環境林務部長 環境林務部所管事業の実施状況につきまして、お手元の主
要施策の成果に関する調書に基づき、御説明申し上げます。

まず、調書の四ページ、五、脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生の(一)
地球環境を守る脱炭素社会づくりの①温暖化防止に向けた気運の醸成につ
いてでございます。

六ページを御覧ください。

(二)カーボンニュートラル・気候変動適応普及啓発事業につきましては、カー
ボンニュートラルの実現に向けた気運の醸成等を図るため、七ページにかけて記
載しておりますとおり、各種媒体による広報やイベント開催に取り組んだところ
でございます。

八ページを御覧ください。

②温室効果ガス排出削減対策等の推進でございます。

九ページの(二)かごしま脱炭素社会モデル創造事業(屋久島)につきましては、
CO2の発生が抑制された先進的な地域づくりを促進するため、世界自然遺産の
島、屋久島において、電気自動車等試乗会の開催や屋久島CO2フリーの島づく
りのPR冊子の更新・配布などに取り組んだところでございます。

十ページの(五)かごしまエコファンド推進事業につきましては、事業者等が自
ら削減できないCO2排出量を、間伐など森林整備による吸収量で埋め合わせる
かごしまエコファンド制度によるカーボン・オフセットの取組を推進したところ
でございます。

十二ページを御覧ください。

③多様で健全な森林・藻場づくりの推進でございます。

十四ページの森林(もり)にまなびふれあう推進事業につきましては、森林を
全ての県民で守り育てる意識の醸成を図るため、森林とのふれあい推進事業にお
いて、県民が自ら企画・実施する森林・林業に対する学習・体験活動への支援等
を行ったところでございます。

十七ページの(九)市町村森林経営管理総合支援事業につきましては、森林経営
管理制度の円滑な推進を図るため、県が設置している市町村サポートセンターに
おいて、制度に関する助言等を行ったところでございます。

十八ページから十九ページにかけて記載しております(十二)森林をまもりそ
だてる整備事業につきましては、良好な森林環境を創出し、将来にわたって県民
全てがその恩恵を享受できるように、間伐や伐採跡地の再造林、里山林など公益上
重要な森林における雑木竹林の伐採整理等を実施したところでございます。

十九ページの(十五)造林補助事業につきましては、森林の有する多面的機能の
維持・増進を図るため、人工造林や間伐等に対して助成を行ったところでござい
ます。

二十四ページを御覧ください。

(二)環境負荷が低減される循環型社会の形成の①ごみの排出抑制・リサイク
ル等の促進でございます。

二十七ページの(六)災害廃棄物対応力・連携強化事業につきましては、災害廃棄物への対応力や関係者間の連携を強化するため、市町村や関係事業者等を対象とした研修や意見交換等を行ったところでございます。

二十九ページを御覧ください。

③産業廃棄物の適正処理の推進でございます。

三十一ページの(五)エコパークかごしま関連事業につきましては、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場エコパークかごしまについて、住民への啓発活動や、道路整備など周辺地域の振興等に取り組んだところでございます。

三十三ページを御覧ください。

(三)自然と共生する地域社会づくりの①多様な自然環境の保全・再生でございます。

三十八ページの(九)水俣病救済対策事業につきましては、水俣病認定申請者についての検診・疫学調査等を行い、認定審査会の答申に基づき処分を行ったところでございます。

三十九ページの(十)水俣病総合対策事業につきましては、医療事業において、水俣病特措法等の救済の対象となりました一定の症状を有する方に、療養費等を支給したところでございます。

四十ページの(十一)大気環境保全対策の推進につきましては、四十一ページに記載しております大気監視測定事業において、大気環境の常時監視や工場・事業場の立入検査などを行ったところでございます。

四十二ページの(十二)水環境保全対策の推進につきましては、四十三ページに記載しております水質監視測定事業において、公共用水域の水質常時監視や工場・事業場の排水基準監視などを行ったところでございます。

四十九ページの(二十三)狩猟対策につきましては、特定鳥獣総合管理対策推進事業において、指定管理鳥獣であるシカ・イノシシの個体群管理のため、捕獲等を行ったところでございます。

五十二ページを御覧ください。

③世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進でございます。

(二)奄美世界自然遺産の保全・活用につきましては、世界自然遺産に登録され

た奄美の適切な保全・管理の継続的な実施に向けて、自然環境の保全と利用の両立、気運の醸成等に係る取組を実施したところでございます。

五十五ページを御覧ください。

六、安心・安全な県民生活の実現の(一)強靱な県土づくりと危機管理体制の強化の①防災・減災対策、国土強靱化の充実強化でございます。

(二)治山事業につきましては、山地災害から県民の生命・財産を保全するため、治山施設の整備等を行ったところでございます。

六十二ページを御覧ください。

十、農林水産業の「稼ぐ力」の向上の(一)人づくり・地域づくりの強化の①農林水産業を支える人材の確保・育成でございます。

六十四ページの(七)林業担い手確保・育成総合対策事業につきましては、鹿児島きこり塾を開催するなど、林業への新規就業を促進するとともに、就業者の技能レベルに応じた各種研修を段階的、体系的に実施し、技術力向上やキャリア形成を支援したところでございます。

また、かごしま林業大学の開校に向け、資機材の整備や研修生募集のための広報活動等を行ったところでございます。

六十七ページを御覧ください。

(二)生産・加工体制の強化、付加価値の向上の①県産材の供給体制強化と特用林産物の産地づくりでございます。

六十九ページの(二)森林にまなびふれあう推進事業(木とふれあう環境づくり推進事業)につきましては、子どもたちが木に触れて親しむ木育の推進や木造施設の整備、木製品の開発などを支援したところでございます。

七十一ページの(四)かごしまの竹で育む産地づくり事業につきましては、たけのこ生産者の確保・育成を図るための養成講座を開催するとともに、たけのこや竹材の生産を促進するため、竹林改良や管理路の整備等の支援を行ったところでございます。

七十五ページの(十六)稼げる林業・木材産業の確立事業(かごしま材競争力向上促進事業)につきましては、非住宅建築物等における新たな木材需要の創出を図るため、都市圏での展示会への出展、設計技術者等を対象としたセミナーや構

造見学会の開催などを行ったところでございます。

七十六ページの(二十一)かごしまJAS材需要拡大事業につきましては、かごしまJAS材の需要拡大を図るため、木造建築コスト比較集の作成等により、設計技術者が非住宅建築物等の木造化・木質化に取り組みやすい環境の整備に取り組んだところでございます。

(二十二)及び七十七ページの(二十二)森林整備・林業木材産業活性化推進事業につきましては、間伐や路網整備、木材加工施設の整備などを支援し、木材の安定供給体制づくりや木材産業の競争力の強化に努めたところでございます。

七十八ページの(二十九)県単試験事業につきましては、スギ樹皮の林業資材への有効利用に向けた技術開発に関する研究や、森林病害虫の防除に関する研究などを行ったところでございます。

八十四ページを御覧ください。

(三) 販路拡大・輸出拡大でございます。

八十六ページの②攻めの農林水産業の実現に向けた輸出拡大の(一)稼ぐかごしま材輸出促進強化事業につきましては、付加価値の高い製材品等の輸出拡大に向け、かごしま材の海外展示会における合同出展など販路開拓の取組を支援したところでございます。

以上で総括説明を終わります。よろしくお願ひします。

○永井委員長 次に、環境林務課長の説明を求めます。

○本田環境林務課長 環境林務課関係の決算について、令和六年度決算審査説明資料により御説明申し上げます。

以下各課においても、この資料に基づき説明いたします。

五ページを御覧ください。

一般会計の歳入について、主なものを御説明申し上げます。

まず、上から二段目の衛生費国庫補助金については、水俣病対策や脱炭素化推進に関する補助金及び交付金でございます。

次に、下から二段目の貸付金元利収入については、林業振興資金等の原資として、金融機関等へ預託した貸付金元利収入でございます。

七ページを御覧ください。

一般会計の歳出について、主なものを御説明申し上げます。

第四目環境保全対策費のうち、八ページの上から四段目の県有施設脱炭素化推進事業については、県有施設におけるLED照明等の導入に要した経費でございます。

翌年度繰越額は、計画調整等に不測の日数を要したことによるものでございます。

下から三段目の水俣病総合対策事業については、水俣病の発生地域における一定の要件を有する方への療養費等の支給等に要した経費でございます。

不用額は、扶助費等の執行残でございます。

九ページを御覧ください。

第二目林業振興指導費のうち、十ページの一番上の木材産業経営安定対策融資事業については、林業・木材産業の振興及び経営の安定化を図るため、金融機関に原資を預託するために要した経費であり、金融機関はこれを二倍から四倍に協調して、事業者に低利で融資しているものでございます。

次の林業振興資金貸付事業については、林業の振興と森林組合の育成を図るため、事業に必要な資金を鹿児島県森林組合連合会を通じて貸付けるために要した経費でございます。

十一ページを御覧ください。

特別会計について御説明申し上げます。

(一)林業・木材産業改善資金貸付事業でございます。この制度は、林業従事者や木材産業事業者の経営改善等に必要な資金を無利子で貸し付ける制度でございます。

(ア)貸付勘定の歳入については、一番右端の説明の欄にございませとおり、業務勘定からの繰入金、前年度からの繰越金及び貸付金の償還金でございます。

一番下の過年度収入については、十二ページの付表を御覧ください。

収入済額の欄にございますが、令和六年度中に三十一万円余りを回収し、収入未済額は、千五百二十五万円余りでございます。

なお、一番右の欄にございますように、本年八月末現在の収入未済額は、千五百十三万円余りでございます。

未収債権の解消については、債権管理マニュアルに基づき、訪問や文書等による督促を行うとともに、計画的に償還させることで、収入未済額の減少に努めているところでございます。

また、未収債権の新規発生のため、早期督促や貸付審査時の審査をより厳正に行うことなどに努めているところでございます。

次に、十三ページを御覧ください。

歳出における不用額は、貸付実績がなかったことに伴う貸付金の執行残でございます。

次に、十四ページから十五ページの(イ)業務勘定については、資金の貸付及び償還等の事務費に係る歳入及び歳出でございます。

十六ページを御覧ください。

公有財産について、(一)行政財産の土地は、環境保健センターの敷地及び県有防風林敷地でございます。

建物は、環境保健センターの庁舎でございます。

十七ページを御覧ください。

(二)普通財産の土地は、環境保健センター錦江庁舎敷地の一部でございます。一番下の出資による権利は、農林漁業信用基金への出資金及び鹿児島県環境技術協会への出資金で、全て年度中の増減はございません。

十八ページを御覧ください。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明については、記載のとおりでございます。

以上で、環境林務課関係の説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○永井委員長 次に、廃棄物・リサイクル対策課長の説明を求めます。

○富宿廃棄物・リサイクル対策課長 廃棄物・リサイクル対策課関係につきまして、御説明申し上げます。

二十一ページを御覧ください。

歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

衛生費国庫補助金は、海岸漂着物地域対策推進事業に係る地域環境保全対策費

補助金等です。

予算額に対する収入減は、翌年度繰越等に伴うものです。

基金繰入金は、産業廃棄物管理型最終処分場整備推進基金から一般会計への繰入金です。

予算額に対する収入減は、基金充当事業である「エコパークかごしま関連事業」の事業費の確定に伴うものです。

貸付金元利収入は、エコパークかごしま整備事業費貸付金の償還金です。

一番下の過年度収入については、二十二ページの付表を御覧ください。

一番右の欄にありますように、収入未済額は、令和七年八月末現在で六十六万四千八百九十二円となっております。内容は、PCB廃棄物特別措置法に基づく執行に係る費用でありまして、相手方が廃棄状態のため未納となっております。

なお、令和三年度以降は、新たな差押え可能な財産は確認されておりません。歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

二十四ページを御覧ください。

衛生費の第三目環境衛生対策費の産業廃棄物循環型社会推進事業は、かごしま認定リサイクル製品の認定や産業廃棄物処理業者が行う産業廃棄物処理施設の整備に対する助成等に要した経費です。

不用額は、補助金等の執行残です。

次の海岸漂着物地域対策推進事業は、海岸漂着物等の県及び市町村による回収・処理等に要した経費です。

翌年度繰越額は、国の補正に伴う事業のため執行期間が不足したことによるものです。

不用額は、補助金等の執行残です。

一番下の産業廃棄物適正処理推進事業は、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止のため、いわゆる産廃Gメンの配置や、毎年十一月の不法投棄防止強化月間における活動等に要した経費です。

不用額は、職員手当等の執行残です。

二十五ページを御覧ください。

一番上のエコパークかごしま関連事業は、公共関与による産業廃棄物管理型最

終処分場について、事業主体である公益財団法人鹿児島県環境整備公社に対する普及啓発に係る補助金の交付や、処分場周辺の道路整備工事等に要した経費です。翌年度への繰越額は、道路整備等において、計画調整等に不測の日数を要した事によるものです。

不用額は、旅費等の執行残です。

二十六ページを御覧ください。

公有財産について、御説明申し上げます。

普通財産の土地につきましては、増減はございません。

出資による権利につきましては、PCB廃棄物処理基金に関しまして、これまでの出捐金による令和六年度の利息として、二十七万九千八百五円を基金へ繰り入れたところです。

二十七ページを御覧ください。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、記載のとおりです。

以上で、廃棄物・リサイクル対策課関係の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○永井委員長 次に、自然保護課長の説明を求めます。

○川瀬自然保護課長 自然保護課関係につきまして御説明申し上げます。

三十ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明申し上げます。

衛生使用料につきましては、屋久島環境文化村センター及び研修センターの施設の一部について、団体等の使用を許可していることに伴う、施設の使用料収入、及び奄美世界自然遺産区域内の公有地に設置されている水力発電施設の土地使用料収入等でございます。

衛生費国庫補助金につきましては、国立公園施設整備推進事業及び外来動植物被害防止総合対策事業に係る補助金、農林水産業費国庫補助金につきましては、特定鳥獣総合管理対策推進事業に係る補助金でございます。

財産収入につきましては、高千穂河原駐車場等土地賃貸借契約に係る財産貸付収入でございます。

三十一ページを御覧ください。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

第六目自然保護対策費のうち、三つ目の国立公園施設整備推進事業につきましては、関係町の公園事業として実施する施設整備に対する助成に要した経費でございます。

三十二ページを御覧ください。

一番上の未来へつなごう鹿児島島の生物多様性推進事業につきましては、生物多様性の保全等のための希少種保全対策や県指定外来動植物の駆除対策、生物多様性の保全のために民間団体が実施している活動への助成、自然共生サイトの認定推進等に要した経費でございます。

中ほどの外来動植物被害防止総合対策事業につきましては、県条例に基づく指定外来動植物の適切な取扱い等に関する普及啓発や、県民が外来種対策に取り組める環境の整備など、外来動植物による被害防止に要した経費でございます。

下から二つ目の奄美世界自然遺産保全・活用推進事業につきましては、奄美の世界自然遺産の価値の維持のため自然環境の保全と利用の両立、気運の醸成等に係る取組に要した経費でございます。

三十三ページを御覧ください。

第七目鳥獣保護対策費のうち、鳥獣保護対策事業につきましては、鳥獣保護区の指定や鳥獣保護思想の普及啓発等に要した経費でございます。

中ほどの鳥インフルエンザ環境調査事業につきましては、令和六年九月から十月の早期警戒期間中の渡り鳥の飛来監視活動や死亡野鳥等の回収及びその検査など高病原性鳥インフルエンザ発生への対応に要した経費でございます。

第八目環境文化施設費の屋久島環境文化村中核施設管理運営委託事業につきましては、屋久島環境文化村センター及び研修センターの施設整備や指定管理者である公益財団法人屋久島環境文化財団へ施設の管理運営を委託した経費でございます。

三十四ページを御覧ください。

第十一目狩猟費の狩猟適正化対策事業につきましては、狩猟規制区域等の規制や狩猟免許試験の実施など、適正な狩猟秩序の推進等に要した経費でございます。

中ほどの特定鳥獣総合管理対策推進事業につきましては、指定管理鳥獣であるシカ・イノシシの生息状況調査及び捕獲等に要した経費でございます。

三十六ページを御覧ください。

公有財産についてでございます。

行政財産のうち、上から二つ目の建物につきましては、令和六年度から一部の事務がPR観光課から自然保護課へ所管替えされたことによる増でございます。

普通財産のうち、出資による権利につきましては、公益財団法人屋久島環境文化財団への出捐金でございます。

以上で、自然保護課関係の説明を終わります。

○永井委員長 次に、参事兼環境保全課長の説明を求めます。

○坂本参事兼環境保全課長 環境保全課関係につきましては、御説明申し上げます。

四十ページを御覧ください。

まず、歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

衛生費委託金につきましては、国設酸性雨測定所の管理・運営等及び化学物質環境汚染実態調査に係る国庫委託金でございます。

四十一ページを御覧ください。

歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

第四目の環境保全対策費でございます。

まず、鹿児島湾ブルー計画推進事業につきましては、鹿児島湾の水質保全の推進を図るため、関係機関等による推進協議会の開催や普及啓発、計画の成果を評価するために実施した鹿児島湾水質等総合調査に要した経費でございます。

次の池田湖環境保全対策事業につきましては、池田湖水質環境保全対策協議会への支援等、池田湖の水質保全の推進に要した経費でございます。

次に、ダイオキシン類対策事業につきましては、大気・水質など、環境中のダイオキシン類の常時監視等に要した経費でございます。

四十二ページを御覧ください。

大気汚染防止事業、大気監視測定事業及び大気監視測定機器整備事業につきましては、大気汚染防止法等の施行事務、大気環境の常時監視及び工場等の排出基準監視、監視測定機器の整備等に要した経費でございます。

次に、酸性雨監視測定事業につきましては、環境省の委託を受けて実施しました、屋久島での酸性雨モニタリング等に要した経費でございます。

次に、水質保全事業、水質監視測定事業及び水質監視測定機器整備事業につきましては、水質汚濁防止法等の施行事務、公共用水域や地下水の常時監視及び工場等の排水基準監視、監視測定機器の整備等に要した経費でございます。

騒音・振動・悪臭対策事業につきましては、法令等に基づく施行事務、航空機騒音、自動車騒音、九州新幹線鉄道騒音等に係る環境基準の監視に要した経費でございます。

四十三ページを御覧ください。

公有財産について御説明申し上げます。

(一)行政財産の建物につきましては、大気測定局舎に係るもので、令和六年度中の増減は、寄田大気測定局舎の取壊しによる減でございます。

(二)普通財産の出資による権利につきましては、石綿健康被害救済基金への出捐金で、令和六年度中の増減はございません。

以上で、環境保全課関係の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、森林経営課長の説明を求めます。

○秋元森林経営課長 森林経営課関係について、御説明申し上げます。

四十六ページを御覧ください。

歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

まず、上から二番目の農林水産業費国庫補助は、造林補助事業等に係る国庫補助金でございます。

予算現額と収入済額との差額につきましては、国の補正予算に伴う事業であることから、執行期間が確保できず令和七年度へ繰り越したなどによるものがございます。

下から二番目の生産物売払収入は、林業種苗の売払収入でございます。

四十七ページを御覧ください。

一番上の貸付金元利収入につきましては、しいたけ原木の安定供給や乾しいたけの系統共販出荷を推進するため、しいたけ等振興資金を貸し付けたものの元利

収入でございます。

四十八ページを御覧ください。

歳出の主なものについて、御説明申し上げます。

農林水産業費第一目林業総務費の森林にまなびふれあう推進事業は、小・中学校等における森林環境教育等の実施に要した経費でございます。

四十九ページを御覧ください。

下から五番目の森の研修館がごしま運営事業は、同施設の維持管理等に要した経費で、指定管理者制度により、公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金に管理・運営を委託しております。

次に、第二目林業振興指導費の森林をまもりそだてる整備事業は、再造林を推進するため、植え付けに係る苗木代の助成等に要した経費でございます。

五十ページを御覧ください。

下から四番目の林業担い手確保・育成総合対策事業は、新規就業の促進や技能レベルに応じた各種研修の実施、労働環境の改善、林業大学の開校準備に要した経費でございます。

五十一ページを御覧ください。

上から三番目の市町村森林経営管理総合支援事業は、森林経営管理制度の円滑な推進を図るため、市町村業務の支援等に要した経費でございます。

次に、第五目造林費の造林補助事業は、民有林における造林や間伐などの森林整備の補助に要した経費でございます。

なお、翌年度繰越額は、国の補正予算に伴う事業のため、執行期間が不足したことなどによるものでございます。

五十二ページを御覧ください。

第九目森林技術総合センター費は、森林技術総合センターの運営管理や試験研究の実施に要した経費でございます。

次に、第十目森林計画費の森林計画画樹立事業は、北薩地域の六市町に係る地域森林計画の策定等に要した経費でございます。

五十四ページを御覧ください。

公有財産について、御説明申し上げます。

(一) 行政財産につきましては、林業用種苗の採種園及び森林技術総合センターの敷地、同センターの樹木園、試験研究用の山林、森の研修館がごしま等に係るものでございます。

五十五ページを御覧ください。

(二) 普通財産でございますが、これらは、鹿児島県山林種苗協同組合に一部無償貸付しております林業用種苗の採種園及び森林技術総合センターの試験研究に活用するため、始良市等と交わっております分収林契約に係るものなどでございます。

五十六ページを御覧ください。

一番下の出資による権利は、公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金及び公益財団法人万之瀬川水源基金への出資金でございます。

取崩しにつきましては、公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金の基本財産の一部を取り崩して、林業就業者の確保・育成に係る事業の実施に充当したことによるものでございます。

五十七ページを御覧ください。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、森林経営課関係の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、かごしま材振興課長の説明を求めます。

○前迫かごしま材振興課長 かごしま材振興課関係について、御説明申し上げます。

六十ページを御覧ください。

歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

まず、国庫支出金の農林水産業費国庫補助金は、森林整備・林業木材産業活性化推進事業、林道事業等に係る国庫補助金などでございます。

予算額に対する収入減は、国の補正予算に伴う事業のため執行期間が不足したことや、計画調整等に不測の日数を要したことから、令和七年度へ繰越したものと及び事業費確定に伴う減によるものでございます。

次に災害復旧費国庫補助金は、林道災害復旧事業に係る国庫補助金でございます。

予算額に対する収入減は、計画調整等に不測の日数を要したことから、令和七年度へ繰越したものでございます。

六十一ページを御覧ください。

歳出の主なものについて、御説明申し上げます。

まず、農林水産業費の第一目林業総務費の森林にまなびふれあう推進事業は、みんなの森づくり県民税関係事業で、木の良さを学ぶ木育の推進や木造施設の整備等の支援に要した経費でございます。

次の第二目林業振興指導費の森林をまもりそだてる整備事業は、みんなの森づくり県民税関係事業で、間伐等の森林整備や路網整備等の助成に要した経費でございます。

翌年度繰越額は、計画調整に不測の日数を要したことでございます。六十二ページを御覧ください。

かごしま材利用拡大事業は、かごしま材の利用拡大を図るため、かごしま木の家づくりに取り組みかごしま緑の工務店の活動支援等に要した経費でございます。

次の稼げる林業・木材産業の確立事業は、品質・性能の確かな県産のJAS製材品等の生産体制の構築や、県外への販売促進活動支援に要した経費でございます。

不用額は、事業費の確定等に伴う執行残及び事業者が財務状況の悪化のため補助金申請を取りやめたことによるものでございます。

三つ下のみなでつくる「かごしま木のまち」推進事業は、非住宅建築物等の木造化・木質化の取組支援に要した経費でございます。

翌年度繰越額は、計画調整に不測の日数を要したことでございます。一番下の森林整備・林業木材産業活性化推進事業は、間伐等の実施や木材加工施設等の整備に要した経費でございます。

翌年度繰越額は、国の補正予算に伴う事業のため執行期間が不足したことや、計画調整に不測の日数を要したことでございます。

不用額は、事業者が財務状況の悪化のため補助金申請を取りやめたことによるものでございます。

六十三ページを御覧ください。

第三目林業構造改善費の林業・木材産業構造改革事業は、木材加工施設や高性能林業機械等の整備及び既存施設の経営管理指導の助成に要した経費でございます。

次の第七目林道費につきましては、国庫補助事業である林道事業や県単林道事業による林道の開設・改良・舗装等の実施に要した経費でございます。

翌年度繰越額は、国の補正予算に伴う事業のため執行期間が不足したことや、計画調整等に不測の日数を要したことでございます。

不用額は、事業費の確定等に伴う執行残でございます。

六十三ページから六十四ページにかけて記載しております、災害復旧費の第三目林道災害復旧費の林道災害復旧事業につきましては、豪雨等により発生した林道災害の復旧に要した経費でございます。

翌年度繰越額については、計画調整等に不測の日数を要したことでございます。六十五ページを御覧ください。

令和五年度及び令和六年度の事務に係る監査委員の指摘事項に対する処理説明及び前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、かごしま材振興課関係の説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○永井委員長 最後に、森づくり推進課長に説明を求めます。

○有村森づくり推進課長 森づくり推進課関係について、御説明申し上げます。六十八ページを御覧ください。

まず、歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

一番上の農林水産業費負担金につきましては、県単治山事業に係る市町村の負担金でございます。

二つ下の災害復旧費国庫負担金につきましては、林地荒廃防止施設災害復旧事

業に係る国庫負担金でございます。

次の農林水産業費国庫補助金につきましては、治山事業、森林病虫害等防除事業に係る各補助金、交付金でございます。

次の農林水産業費委託金につきましては、保安林整備事業、森林病虫害等防除事業に係る国庫委託金でございます。

六十九ページを御覧ください。

一番上の不動産売払収入及び物品売払収入につきましては、県営林の立木や素材の売払等による収入でございます。

次の貸付金元利収入につきましては、公益社団法人鹿児島県森林整備公社に対する県貸付金の償還にかかる元利収入でございます。

一番下の過年度収入については、七十ページの付表を御覧ください。

内容につきましては、令和三年度の林地荒廃防止事業における工事請負契約解除の前払金返還に伴う延納利息であり、本年八月末現在の収入未済額は、七万六千四百一十円でございます。

七十一ページを御覧ください。

歳出の主なものについて、御説明申し上げます。

まず、林業費の第一目林業総務費のうち県民の森管理運営事業につきましては、県民の森の管理運営経費でございます。

二つ下の森林にまなびふれあう推進事業につきましては、県民参加によるもり森林づくりを推進するため、みんなの森づくり県民税を活用した森林にふれあう機会の創出、森林環境教育の推進及び森林ボランティア団体など多様な主体による森林づくり活動等の支援に要した経費でございます。

二つ下の森林整備公社運営指導事業につきましては、公益社団法人鹿児島県森林整備公社に対する運営資金の貸付、並びに同公社の日本政策金融公庫及び市中央銀行からの借入金に対する利子補助に要した経費でございます。

次の第二目 林業振興指導費の森林をまもりそだてる整備事業につきましては、みんなの森づくり県民税を活用して、公益上重要な森林等における森林整備の推進に要した経費でございます。

次の第四目森林病虫害防除費の森林病虫害等防除事業につきましては、松くい

虫被害を防止するため、薬剤の空中散布や、伐倒駆除等に要した経費でございます。

翌年度繰越額につきましては、計画調整等に不測の日数を要したことによるものでございます。

七十二ページを御覧ください。

第五目造林費の林地開発許可制度実施事業につきましては、森林の適正な開発行為の許可及び連絡調整に要した経費でございます。

次の第六目県営林費につきましては、県営林の作業道等の基盤整備や森林整備に要した経費でございます。

翌年度繰越額につきましては、計画調整等に不測の日数を要したことによるものでございます。

次の第八目治山費のうち、一般公共治山事業につきましては、荒廃山地等の復旧整備、海岸防災林の造成、保安林の整備等に要した経費でございます。

翌年度繰越額につきましては、国の補正に伴う事業のため執行期間が不足したことや、計画調整等に不測の日数を要したことによるものでございます。

七十三ページを御覧ください。

下から二つ目の災害復旧費、第二目治山施設災害復旧費の林地荒廃防止施設災害復旧事業につきましては、災害により被災した林地荒廃防止施設の復旧整備に要した経費でございます。

不用額につきましては、屋久島町口永良部島の噴火警戒レベル引き上げによる立入規制に伴い、計画中止になったことによるものでございます。

七十四ページを御覧ください。

公有財産の主なものについて御説明申し上げます。

まず、行政財産の土地につきましては、県民の森の土地の一部を売却したことによる減でございます。

次に、建物につきましては、内之浦県有林事務所の老朽化に伴う建替による減でございます。

一番下の立木につきましては、県民の森の間伐材処分と、環境の森林等の立木補償による減でございます。

七十五ページを御覧ください。

上から二つ目の普通財産の立木につきましては、内之浦県有林等の主伐や搬出間伐など立木の売却等による減でございます。

七十七ページを御覧ください。

令和五年度及び令和六年度の事務に係る監査委員の指摘事項に対する処理説明及び前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、森づくり推進課関係の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○永井委員長 説明が終わりましたので、委員から質疑がありましたらお願いいたします。

なお、質疑に当たりましては、資料名、該当ページ、事業名も併せて、お知らせくださるようお願いいたします。

○大久保委員 成果調書七十六ページ、(二十)かごしまJAS材需要拡大事業に関連して伺います。

CLTなど、これまでの木造建築の限界を超えた形でのいろいろな活用が見込まれる状況があるかと思えます。そういったものを設計技術者に伝えて、活用を促すことは大事な取組だと思えますが、設計技術者が取り組みやすい環境を整備したとありました。結果として設計技術者にとってはスキルアップに繋がることとが大事かと思うんですけれども、JAS材利用について、今後どのような効果に繋がるかが期待されるのか伺いたいと思えます。

○前迫かごしま材振興課長 かごしまJAS材需要拡大事業についてのお尋ねでした。

木材の需要になりますと、やはり住宅分野が大半を占めているところでですけど、住宅着工戸数は人口の減少に伴って将来的に減少していくというところで、非住宅分野の木材の需要を高めていく必要があります。

その中で、品質性能の確かなJAS材の需要拡大の取組を行っているところでですけど、今回のこの事業に関しましては、成果調書の七十六ページ、木造建築コスト比較集というものを作成いたしました。

中身につきましては、非住宅、事務所というところで想定されます平屋二階建て、三階建ての建物について、鉄骨造と木造の設計を実際に実施しまして、そのコストを比較しています。構造が鉄骨か木造かというところで、あとは外装とか中身の整備については基本的には同条件で比較をしたというところでございます。

結果としましては、平屋二階建て三階建てで、木造建築の方が十%程度、建築費が安くなったというところでございます。

ただ、これについてもいろいろ条件があつて、今回につきましては、耐火建築物でない用地指定がないところの条件とか、そういったところになりますので、実際には、多少、比較すると金額が変わってくるのかなというところになります。

今回これについて、この比較集については、県のホームページでももちろん公開していますし、建築関係団体を通じて県内の設計士約千名程度にこの情報をお配りしたところでございます。

都市部では今、非住宅、中高層のビルとかそういったところが木造、もしくは木造と鉄骨、RC等の混構造で建ってはきているんですけど、県内ではなかなか事例がないと、その中で、一般的に木造の方が建てれば高いというようなイメージを逆にとっていらっしゃる方もいるところで、実際にこういう条件を同じにして比較をしたというところであります。

こういったような事例を踏まえて、設計士の方、なかなか今まで非住宅で木造の取組が進んでないところを、こういう事例を紹介しながら木造の建物に興味を示していただいて、そういう設計等に取り組んでいただければと、取り組んだところでございます。

○大久保委員 これまで木造建築として使われなかった分野において、意欲的に活用を広げるといふ取組について伺ったところでございます。

今後、高層建築へのいろいろな規格の緩和、あるいは今おっしゃったように鉄骨とかに対しての床材への活用とか、またコスト的に有利な部分も木造には見られるというようなお話でした。

しっかりと鹿児島県の木材の利用拡大が広がる取組が今後も進められることを期待を申し上げます。

次に、説明資料の八ページ、県有施設脱炭素化推進事業について伺います。

これについてはLED照明等の導入に取り組まれているということなんです。具体的には電気代の節約等々についてのメリットがあったと思いますけれども、具体的にこれについてはどのような効果があったのか伺います。

○松野下地球温暖化対策室長 LEDについて、現在、工事が完了して間もないということ、実際比較ができるのは一件になっています。

鹿児島地域振興局で、導入に伴ってどれぐらい効果があつたかが確認できるんですけれども、ただ、電気代として一括して数字が上がってくるものから、暑かったりすると、冷房の使用料なども上がることもありますので、純粹に見るのは難しいところですけども、概ね二割程度削減ができていのではないかと捉えているところなんです。

○大久保委員 この事業において、翌年度の繰越額で計画調整等に不測の日数を要したという御説明だったと思うんですが、これは具体的にはどういう理由で不測の日数を要したんでしょうか。

○松野下地球温暖化対策室長 昨年、建築業法の改正が行われまして、労働者の週休二日制の導入や、資材の高騰等によりまして物品の調達に時間を要したことがございます。このような状況から、計画の調整に時間が要しまして、繰越しとなったところなんです。

○大久保委員 今年度に繰り越されるといことで、残りの取組についてもしっかりと事業がなされることを期待申し上げます。

最後に、説明資料の十三ページ、林業・木材産業改善資金貸付事業について伺います。

令和六年度の貸付実績がゼロ件ということで、過去には十件ほどあったということなんです。ここ三年貸付ゼロが続いているというのがあります。どういう環境で今、貸付けの申し出がないのか伺いたいと思います。

○本田環境林務課長 林業・木材産業改善資金貸付事業についてのお尋ねでございました。

令和三年度を最後に、令和六年度まで三年間、貸付けの実績がないところでございます。これにつきましては、近年、市中金利の低下でありますとか、機械導

入に利用できる補助事業の活用によりまして、融資実績は減少していると考えております。市中銀行の利用拡大、それから、補助事業の補助残額にこの資金が利用できないということもあるかと思えます。

ですが、最近の金利上昇に伴いまして、無利子の当資金の需要が見込まれますので、今後も、関係機関と連携を図りながら、利用の促進に努めてまいりたいと考えております。

○大久保委員 林業木材産業の分野においては、一定の投資の動きはやはり存在をしております。それに向けてまた、今後の状況いかなんでは、過去三年間実績はゼロでも、潜在的な可能性はあるということと受けとめましたけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○本田環境林務課長 委員の御指摘のとおりでございます。

○大久保委員 今後も林業木材産業の改善への取組がいろいろな分野で進められることを期待申し上げます。

○元山委員 審査説明資料の二十二ページ、行政代執行によって発生した費用ですけれども、県費支出が六十八万四千円ですが、実質負担は三万四千二百円ということですけど、経過を見てみると、新たな差押え財産はないということと動きがなさそうなんです。これが不納欠損となるとこういった状況になっていくんですか。

○鳥原廃棄物リサイクル担当参事 PCB廃棄物の行政代執行に関する質問でございます。

この御説明をする前に、PCBについて少し御説明したいと考えております。PCBはポリ塩化ビフェニルといまして、熱で分解しにくい、不燃性電気絶縁性が高いなど、化学的に安定した性質を持っているため、電気機器の絶縁油や熱交換器の熱媒体で、様々な用途に使用されてきました。

一方、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、健康被害を起こすことが報告されております。

PCBに関する事件としましては、昭和四十三年のカネミ油症事件がよく知られております。PCB、いろいろな事業場で使われていたところですが、その処理方法が確定しなかったことから、平成十三年にPCB廃棄物特別措置法が制定

され、平成二十八年七月までに処理を完了するということが定められました。その後、処理の期限は幾度か延ばされて、今年度末までに処理がされることとなっております。

お尋ねのPCB廃棄物の行政代執行の件につきましては、志布志市にある有限会社志布志観光ホテルという旅館業だったところですが、そちらにある高濃度のPCB廃棄物であるコンデンサーが一台、廃棄したホテルに保管といいますが放置されたままの状態になっていたものを、その行方を調査していた県の職員が確認したところによるものでございます。

このホテル自体は平成三年に廃業状態にあり、また代表取締役の方も平成十一年にお亡くなりになっておられるところですが、法人自体は、現在に至るまでまだ存続しているものですから、法人に対して、平成三十年九月二十五日に、PCB廃棄物を撤去するよう改善命令を発出したところであり、その後、撤去されなかったものですから、平成三十一年一月に、行政代執行により処理をしたところでございます。

処分費用六十八万四千円の納付命令を同社に対して発出しましたが、納付されなかったため、令和三年二月二日に、財産一万九千八百円を差し押さえたところでございます。この分につきまして国から七十五%の支援がありましたので、一万九千八百円のうち七十五%分を国に返納したところでございますが、最終的に令和四年三月十八日付けで、そのホテル自体が廃業状態であることと、当該法人が差押えを実施した財産以外に財産を所有していないことから、滞納処分の執行を停止したところでございます。

その後、毎年財産調査を行ったものの、差押え可能な財産が確認されなかったため、今後規定に基づき、委員御質問のとおり、不納欠損処分を今年度検討しているところでございます。

不納欠損処分した場合、六十六万四千八百九十二円が不納となるわけですが、最終的な県の負担分は、PCB廃棄物処理基金による支援及び特別交付税措置を差し引いた金額二万九千四百二十三円となる見込みでございます。

○元山委員 成果調書十ページ、かごしまエコファンド推進事業です。

これは事業をされている方が事業排出でCO2を排出した分、自らが削減でき

ない分を他の取組からオフセットするという、事業者への意識醸成のためにすばらしい取組だと思えます。

令和六年度のクレジット認証量が大幅減って、前年度から六百六十六トンCO2ですが、この取組を継続する上で需要と供給が追いついていなくなっているのではないかと懸念がありますが、その点について、御説明お願いします。

○川畑森林吸収源対策担当参事 エコファンドについてのお尋ねでございます。前年度に比べて大幅減っているところでございますけれども、この制度自体は、市町村が森林整備をした場合に、森林整備で吸収したクレジットを認証して、その分について販売をする制度になってございます。

令和六年度が六百六十六トンと少ないんですけども、これまでの推移を見ても、クレジットの認証量は年度によって増減をしております。

過去三年分が記載してありますけれども、令和四年が千九百トンで、令和五年が二千七百トン、令和三年度は三千五百トンほどございました。

このように増減を繰り返しているんですけども、このような理由の背景といったしまして、市町村が間伐など森林整備を行った際に、その森林整備面積に応じて、毎年クレジットの認証をしてくるところもあれば、今年は少なかったから二年おき、三年おきにクレジット認証するという場合がございます。

令和六年度は申請するタイミングは市町村が少なかったということで六百六十六トンという認証になっておりまして、ちなみに令和七年度につきましては、これまでにプロジェクトの認証が新規二件、追加四件、もうすでに六件来ておりますので、令和七年度は大きなクレジットの量になると思っております。

ちなみに、今委員がおっしゃられた需要と供給のバランスですけれども、この制度自体は平成二十三年度から開始をしている制度ですけれども、これまでに約二万トンのクレジットが認証されまして、販売量としては、令和六年度末で約一万七千トン、残量で申しますと令和六年度末で三千トンほどの量がまだクレジットとして残っているという状況になってございます。

○元山委員 プロジェクトをホームページで拝見すると完売になっている市町村も多いんですけど、今お伺いしたところ継続可能性もあるわけですね、希望があるわけですね。冒頭申し上げたとおり、意識づけのためにすばらしい取組だと

思うので、またバックアップしていただければと要望いたします。

○**藤崎委員** 調書の二十四ページ、海岸漂着物地域対策推進事業、予算六億七千五百四十四万円、決算二億七千七百六十三万円で、三億三千五百万円程度繰越額が出ておりますが、この繰越額の主要用途の内訳を教えてください。

○**富宿廃棄物・リサイクル対策課長** 繰越額につきましては、主に市町村が行います海岸漂着物の回収処分に関する補助金でございます。

○**藤崎委員** 審査説明資料を見ますと、補正予算の時期も含めて、繰り越されたということで理解しておりますので、令和七年度、市町村がこの予算を使って、事業を推進されていることを期待申し上げます。

続きまして、審査説明資料二十五ページ、災害廃棄物対応力・連携強化事業ということで、予算二百四十三万円、決算二百三十三万円ということで理解いたします。

調書の説明書きを見ますと、災害に備えた廃棄物の対策会議をそれぞれやっていらつしやるようございます。この調書では、エリア別会議があつて、曾於と出水と鹿児島日置地区で、令和六年度やったということですが、これは大事な会議でありまして、おそらく会議自体は年度ごとで持ち回りで開催していると理解しておりますが、そのような理解でよろしかったでしょうか。

○**富宿廃棄物・リサイクル対策課長** この事業につきましては三か年で考えてございまして、三か年で県内を九つのエリアに分けまして、三か年で全エリアを回るといふ形で考えているところでございます。

○**藤崎委員** 例えばですが、一般災害があつて、災害廃棄物が出た霧島市、始良市、あと南さつま市などは、この会議があつてから災害に遭つたのか、それとも今から開催予定だったのか、その辺はどうでしょうか。

○**富宿廃棄物・リサイクル対策課長** 始良につきましてはまだ来年度という形になってございます。南薩もまだこれからという形になってございます。(後ほど訂正発言あり)

○**藤崎委員** 今年災害があつた地区については、これから開催予定であつたので、この会議が開かれて、それなりのシミュレーションの対策が作られる前であつたということを確認させてもらつてよろしいですか。

○**富宿廃棄物・リサイクル対策課長** 各市町村におきましては市町村それぞれで災害廃棄物処理計画を作つておりまして、それに基づきまして今回市町村ごとに対応されていらつしやるかと思ひます。

エリア別会議の中では、実際処理計画を作つた後、実効性があるかどうかをエリアごとに、近隣市町村と一緒に意見交換を行つて実効性をより高めるとしておりますので、そういったところまで取り組めない中での今回の被災だったわけですが、今後も、今後のエリア別会議の中では、逆に他の市町村に、こういった取組をしたと、実際の取組状況を、今回被災された市町村は、勉強会の中でいろいろと説明ができるんじゃないかなと思ひますので、そういった形でその周辺市町村も含めて、また、よりよい災害廃棄物対応ができるのかなと思つてるところです。

○**藤崎委員** 今回の体験を踏まえてまた次の計画に生かされることを期待を申し上げます。

○**富宿廃棄物・リサイクル対策課長** 申し訳ありません、先ほど私の答弁で一つ訂正させていただきたいところがございます。

南薩地区につきましては、先日仮置き場の設置訓練を行ひまして、実際今回南さつま市が整備した、使つた仮置場の方も見学をされたということでした。(後ほど訂正発言あり)

○**藤崎委員** 続きまして調書三十一ページ、不法投棄等原状回復促進事業で一か所、この事業が適用された場所、物件が報告されておりますが、これはどちらの案件だったのかお示しください。

○**富宿廃棄物・リサイクル対策課長** 今手元に資料ございませんので、後程回答させていただきます。

○**藤崎委員** 続きまして、先般、自民党県連は林業団体からもお話を聞きまして、いくつか要望を受けたところから二つ確認させていただきます。

森づくり推進課の所管している治山費の中に、おそらく桜島直轄治山事業の部分の予算が入っていると思うんですが、令和六年度、どのぐらい予算を確保されて、どのような成果が出ているのかを確認させていただきます。

○**有村森づくり振興課長** 桜島直轄治山のお尋ねだと思ひます。令和六年度におきましては、約一億円の事業費をかけまして、桜島の四地区、

七か所におきまして谷止工六基、それから護岸工と航空地盤工をやっております、その負担金としまして、二億六千五百万円あまりを県が国に負担金として払っているところでございます。(後ほど訂正発言あり)

○藤崎委員 この件につきましては、引き続き、整備を進めていただきたいというところでございますので、要望として申し上げておきたいと思っております。

続きまして、同じく要望関係からですが、七十五ページ、林道費でございます。林道費用の部分での林道の整備の成果が出ております。能登災害におきましても、幹線道路が通れない中で、林道が非常に役立ったということがありまして、林道整備の重要性がそのとき、重要視、もう一回見直し、再評価されたところがある聞いております。

調査の七十八ページ、林道整備の開設、改良、舗装とそれぞれ路線の実績が書いてございます。見てみますと、開設が十八路線四千メートル、改良が十八路線で五百七メートル、舗装が二路線で七百八十三メートルとなっておりますが、路線名と延長の長さを見ますと、一か所一か所はおそらく短い工事だったんでしようけども、非常に効果があつたんじゃないかなと思っておりますが、この開設の十八路線、どの辺りの市町村の整備がされたのか、例示としてお示しただけだと思います。

○前迫かごしま材振興課長 林道事業における開設十八路線の市町村というところでお尋ねでございます。

市町村で申し上げますと、鹿児島市、枕崎市、南九州市、薩摩川内市、霧島市、始良市、垂水市、日置市、さつま町、志布志市、肝付町、屋久島町、宇検村への林道十八路線の開設の工事が行われたところでございます。

○藤崎委員 開設に至るまでは、おそらく新規で道路を引くということですので、相当な準備期間も要るものかと思えますが、通常開設に至るまでは時間をどれぐらい見とけば、一年がかりなのか二年がかりなのか、平均的なものがありますか。

○前迫かごしま材振興課長 林道の開設に当たりましては、地元地域の林業関係者とか、そういった方の要望を踏まえまして市町村から要望いただいて、県で計画を立てていくところでございます。

林道開設にあたっては、県の分は地域森林計画に記載する必要もございません。

で、大体要望いただくときには、二年ぐらい前までにいただくような形で、これまでも進めているところでございます。

○藤崎委員 こちらにつきましても、林業団体の方から、随時、整備の推進をお願いしたいということでもございましたので、引き続きの御努力をお願い申し上げます。

○田之上委員 成果調査書の十九ページ、造林補助事業についてお尋ねいたします。最近では、令和四年度、五年度、六年度とみますと、人工造林が大幅増えてきているようであります。そこで調査書の十九ページ、審査説明資料の四十九ページ、森林をまもりそだてる整備事業、これで苗木の補助等をされているようでありませんが、令和五年度に比べて令和六年度は造林がどれぐらい増えたのか、教えてください。

○秋元森林経営課長 造林の実績で御説明をさせていただきます。

一般的に今、造林面積の中でほとんど占めますのが、人口林の伐採跡地に再度造林をいたします再造林がほとんどを占めてございます。再造林の面積につきましては、令和五年度で千百三十四ヘクタールだったものが、令和六年度で千二百四十二ヘクタールと、概ね一割ぐらい増加になってございまして、令和六年度の千二百四十二ヘクタールというのは、五年前と比べまして約二・三倍に増加をいたしてきております。

○田之上委員 審査説明資料四十九ページ、再造林に係る苗木の助成等の金額が出ておりますが、苗木の中で、スギの場合を見ますと、非常にスギ花粉という問題等々がありまして、花粉が出ないスギが出てきたということでありまして、再造林の中の苗木代の補助、この中で、今申し上げます、スギ花粉が出ない穂木、苗木の状況は令和六年度でどのような状況だったんですか。この造林の中で、花粉の出ないスギがどれぐらい植林されたものか教えてください。

○秋元森林経営課長 先ほど令和六年度の再造林面積が千二百四十二ヘクタールと申し上げます。花粉症対策品種と一般的に申しておりますけれども、いくつか種類がございます。

まず、間伐特措法という法律で定められた区分につきましては、特定苗木という区分がございます。これは、樹木の成長もよくて、花粉も通常の半分以下とい

うようないくつか条件があるものになってますけれども、それが千二百四十二ヘクタールの中の四六%ぐらいを占めております。

それ以外に、花粉症の対策品種というのが、全く花粉を出さない種類、それと花粉を通常と比べて1%しか出さない種類など、二十%以下とか、三種類ぐらいございますけれども、本県で使ってる苗木につきましては、少花粉といひまして、一般的な花粉と比べて1%以下の種類の苗木を主に植えてございます。その分が全体の十八%ぐらいを占めますので、合わせまして花粉症の対策品種が、再造林全体の六十四%を占めているという状況でございます。

○**田之上委員** 県の補助がありましたよね。採穂園へのこの補助で生産しているんですか。

○**秋元森林経営課長** 苗木の生産に関する補助につきましては、いわゆる施設を整備するための補助、それから、その苗木の元となります穂木の確保に対する支援などがございます。実際、穂木の確保に関しましては、種苗事業という事業で、採取に関する支援ですとか植付け、母樹を造成するための経費の支援、そういったものも行っております。

また、実際の山への植付け作業につきましては、先ほど委員からございましたとおり、造林補助事業という事業で、経費及び苗木の一部の支援がございまして、県民税事業におきまして、苗木の支援もございまして、

あわせまして、植付けの作業につきましては、概ね七割から八割程度の経費の支援を県からさせていただいております。

○**田之上委員** 今お聞きいたしますと、人工造林が増えてきたといたしますと、来年度も増えていく状況になっていっていると理解をすればよろしいんですか。

○**秋元森林経営課長** 先ほど再造林の面積につきましては前年と比べて一割ほど増えていると申し上げましたけれども、伐採も増えてきております。伐採のスピードと再造林のスピードと比べますと、若干再造林のスピード早いといひますか、ですので、再造林の率というのは、年々上がってきております。

ただ、今現在六割程度が再造林率となっておりますので、四割程度に関しては、また積み残しの分が残っているという状態にございますので、再造林につきましては今後とも増加をしていくであろうと考えておまして、先ほど申し上げました、

再造林に要する経費の支援をします造林補助事業、それから県民税事業及び、その苗木を造成するための種苗事業、そういったもの予算をきちんと確保しながら増産、それから再造林面積の増に備えてまいりたいと考えております。

○**田之上委員** それでは要望させていただきませんが、非常に今までは、県道、あるいは国道、市町村道の伐採をした後造林されていない山が相当あったようでありますが、今、県内を回りますと、数字をお示しいただきましたが、造林されている山が増えてきているような感じを受けます。

ということは、やはり林家の皆さんが、多少なりとも元気が出てきておられるのかなと受けとめましたので、来年度の当初予算の中でも、しっかりと種苗事業、あるいは造林事業の予算を確保いただきまして、森づくりのために最大の努力をいただきますようお願い申し上げます。

○**柳委員** 成果調書の三十九ページ、水俣病の総合対策事業についてお伺いをいたします。

この総合対策事業で、令和六年度が延べ支給件数が四万七千四百七十七件と支給額も示されておりますけれども、まずはこの水俣病に見られる一定の症状を有する者に医療手帳交付をしましたということですが、令和六年度に新たに手帳を交付された方が何人ぐらいいらっしゃるのか。

あと、その方々の療養費、一人当たりどれぐらい支給されたものなのかを教えてください。

○**本田環境林務課長** 水俣病総合対策事業のうち医療事業についてのお尋ねでございます。

委員から御質問のありました、成果調書の三十九ページの表のAにありますのは、医療手帳を交付された方への支給件数、支給額でございます。この医療手帳につきましては、いわゆる二回の政治解決のうち一回目でございます。この手帳につきましては申請期間が、今、資料にございますように、平成八年の申請があったものでございまして、対象者につきましては、その時に手帳を交付された方々になります。

現在の医療手帳所持者は、資料にございますように令和六年度末で九百二十一人となっております、新規に発行されるものではないところでございます。

○柳委員 その下のイですね、水俣病被害者手帳、これについては、令和六年度が、延べ件数が五十二万三千九百二件で、ずっと横ばい、令和四年度、五年度と比べてずっと横ばいにあるのかなと思うんですけども、実際、手帳を有している方、それとあとは、健康手帳を持っていらっしゃる方、それぞれいらっしゃるわけですけれども、特措法に基づいたこの救済措置の申請を行って、非該当となった方で、かつて魚介を多食したことがあって、健康不安を訴えて登録をした方々がいらっしゃるわけですけれども、登録をされた方々は、年一回、無償で健康診断を行っていただけますよということですので、登録された方々が百二十七人と見てよろしいんでしょうか。

○本田環境林務課長 健康管理事業についてのお尋ねでございました。

下の表にあります、健康不安者フォローアップ健診事業健診の受検者数が百二十七人でございまして、今、資料には書いておりませんが、登録を行っている方は、令和六年度の登録者は七百八十人となっているところでございます。

○柳委員 この書き方だとよく分からなかったものですからお尋ねしたんですけども、登録された方が七百八十名ということで、そのうちの健診を受診された方が百二十七人ということですね。

次のページが、相談窓口を設置しましたということで、出水市と長島町に相談員設置をしましたということで、相談を受けていらっしゃるわけですけれども、この相談件数が令和六年度が三千八百三十二件ということですね。

まず、出水市と長島町にこの相談員を一人ずつ配置されているのか、そしてこの三千八百三十二件という非常にたくさんさんの相談が寄せられるわけですけれども、その相談内容の主なものについて、教えていただけませんか。

○本田環境林務課長 水俣病相談窓口設置事業についてのお尋ねでございました。

まず、出水市と長島町に設置されている相談員でございしますが、各市町に一人ずつ配置されているものでございます。主な相談内容でございしますが、一番多いのは、各種手帳の利用についての問合せでございまして。三千八百件あまりの中の約二千四百件は、手帳の利用についてでございます。うち、鍼灸温泉療養費の申請ができるんですけども、そちらの申請書の提出にこられる方も

いらっしゃいます、その定数についてもカウントしておりますので、結構多い件数となっております。

あと、多いものとして、手帳の記載事項の変更についての相談といったものがございます。

○柳委員 健康診断を受けられることは分かっているんですけども、またこの健康不安者に対する健診事業というのもありますよね。これは何が違うんですか。特措法に基づいて、救命措置の申請を行わなかった人であっても、ということなんでしょうかね。令和六年度が四人ということですが、この辺を御説明いただけますか。

○本田環境林務課長 先ほどありました、健康不安者フォローアップ健診事業につきましまして、特措法に基づく救済措置の申請を行って非該当となった方が対象でございますけれども、こちらの健康不安者に対する健診事業、似ていて分かりにくいところはございますが、こちらは特措法に基づく救済措置の申請を行わなかった方であっても、かつて、水俣湾周辺の魚介類を摂取したことに伴って、健康不安を訴えられる方に対して、健康審査を行うものでございます。

○柳委員 非常に分かりにくいんじゃないかなと思うんですけども。申請を行わなかった人、たくさんいらっしゃると思うんですけども、国の方で今現在動きがあるところではありますけれども、なかなか申請を行わなかった方々が、こういった保健指導等、健診とか無償で受けられますよということを御存じない方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけども、余りにもこの数字が少ないんですから、どうしたもんかなと思ったところです。

これは令和四年度から五名、六名、四名ということですが、この数字を受けて県としては、やはりもう少し周知を図っていかないとイケないかなと思うんですけども、その辺の対応策は、どのようになさったんですか。

○本田環境林務課長 健康不安者に対する健診事業につきましては、本事業の開始時に、出水市、長島町、阿久根市に対しまして、制度の周知広報の協力をお願いしているとともに、県のホームページ等で案内は行っているところがございます。ですが、委員御指摘のとおり、実際に受診を行う方が少ないというところもございますので、引き続き、関係市町の協力を得ながら広報に努めるなど努力し

てまいりたいと考えております。

○柳委員 今やつと国の方で動きがあるところですけれども、これまで申請を行わなかった方がたくさんいらっしゃると思うんですね。ぜひそういう方々にもこういう事業、制度があるんですよということを本当に周知を徹底していただきたいと思います。お願いします。

調書の四十七ページになります。生物多様性の保全というところで、自然保護課にお尋ねしますが、ここに様々な事業があるわけですけれども、この事業の施策の実施による成果というところでは、生物多様性の保全が図られたと記載があります。ここには出てきていないんですけれども、なぜ出てこないのかと思うんですが、馬毛島のマゲシカですね。今工事がずっと進んでおりますが、かなり低空から、飛行機から見た限りにおいても、どこにいるのかが分からない、森林の面積も大分狭まってきておりますが、この馬毛島のことなぜここに挙がってきていないのか。

それと、課長は国から来られていますので、生物多様性の保全、この事業の中に、なぜ入ってきていないのかなと、保全が図られたと書いてありますが、果たして保全が図られたと書いていいものなのか、その辺はいかがでしょうか。

○川瀬自然保護課長 今、御指摘のございました、未来へつなごう鹿兒島の生物多様性推進事業につきましては、この中で、希少種の保全であるとか外来種の対策、それから生物多様性に関する自然共生サイトという保全をする区域の設定等について取り組んでいるところがございます。県下全体を幅広く見るような事業になっておりますので、個別の生物多様性の保全に関する事業となりますと、また個別の事業になってくるかと思えます。例えばウミガメであるとか、出水の鶴というような形で個別の事業になってくるのかとは思っております。

この中で特段マゲシカ、馬毛島に関することについては取り上げていないところではございますけれども、馬毛島については事業者が適切に環境影響評価制度に基づいて評価をし、またその後、事後調査等も実施してございます。

日本、馬毛島にいるニホンジカについては、事業者で適切に調査を行っておりまして、その推定個体数等についても令和七年五月の情報提供によりまずと、七百から千個体程度ということで情報提供を受けてございます。

その数については事前の影響評価、アセスのときよりも個体数としては増えているところもございますので、そういった状況を、きちんと事後調査を実施しているかどうか等について県としては把握をしていくことがまず第一に大事なかと考えております。

○柳委員 国の直轄事業ですので、なかなか県が調査に入ることも今できないわけですよ。ですが、県内に生息する鹿ですので、国から一方的に言われた七百から千頭という数字が示されてはいるんですけれども、果たしてどうやった手法でカウントされたのか、そういうことも全く私たち県民には出てこないわけですよ。

なので、こういう保全をやっていますよという事業がここに記されているんですけれども、マゲシカについては全く県は把握できていないという状況ではないかと思うんです。だったら、ここに、生物多様性の保全が図られたと一言で書かれても、そうなのかなと。ここに一言で括っていいのかなと思うんですけれどもその辺はいかがでしょうか。

○川瀬自然保護課長 この調書の中での記載ぶりとしては大括りで生物多様性の保全が図られたということで記載をさせていただきますが、個別に見れば、御指摘のとおり地域によってはまだ課題もございますし、外来種の被害が続いているのであるとか、鹿、イノシシ被害が続いていることはもちろんございますので、そういうところは個々に評価をしていくという枠組みが必要かと思っておりますので、この調書の書きぶりについては少し来年度以降も検討してみたいと思えますけれども、御指摘の点については、個別の、地域の事案ということについては、その事案ごとにきちんと把握をして評価をしていくと。その中で馬毛島については、やはり、事業者によるきちんとした調査を、しっかりと県としては把握していくことに努めていきたいと思っております。

○柳委員 今課長からも答弁がございましたので、この令和六年度の事業の成果等を含めて、今後、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後にもう一点、先ほど大久保委員からも出ましたけれども、調書の十ページ、県有施設脱炭素化推進事業、この中で、カクイックス交流センターと奄美パークのLED化、これは、館内全てがLED化がされているのか、あるいはまだ何割

ぐらい残っているんですよということなのか教えてください。

○**松野下地球温暖化対策室長** それぞれの施設については、すでにもう各自でLED化を進めている部分もありました。この事業で行った部分もあるんですが、場所によっては特殊な電灯等を使っています、入れていないものもございませう。ただ、どれぐらいかについて、この事業でLED化は進めたんですけども、どれぐらいかは手元に資料を持っていないところなんです。また後程御報告させていただきますと思います。

○**柳委員** カクイックス交流センターも大変広いので、どれぐらいLED化が進んでいるのかなというのが分からなかったものですから、また後ほど結構ですので教えていただければと思います。

○**松野下地球温暖化対策室長** 数だけで言いますと、県民交流センターにつきましては、地下駐車場が千台、それ以外に三千四百五十台交換いたしました。それ以外に、場所によって細かいものの数字覚えてないところですが、概ね、全て交流センターについては終わっているという認識でいます。

○**柳委員** 分かりました。結構です。

○**小川委員** 審査説明書八ページ、カーボンニュートラルの取組とか挙げられていますけれども、地球環境を守るかごしま県民運動ということで、その推進事業をなさっていらつしゃって、その中で、令和四年度、五年度、六年度と御紹介があるんですけども、やはりカーボンニュートラルの取組はすごくいろいろなフェアをされたり、学習会、研修会なさってらつしゃいますけど、この中で、条例に基づいて、地球温暖化防止対策の中で、意欲向上と地球温暖化対策の普及促進のため、温室効果ガスの排出の量の削減に積極的に取り組む、他の模範となる事業者を表彰すると取組が毎年なされていますけど、この対象事業者数は、表彰することに応募された方ということになるんですか。

○**松野下地球温暖化対策室長** この事業者は、年間の使用料が千五百キロリットルの燃料を使う事業者を特定事業者としてしまして、その事業者からどういった削減をやっていきますという計画をいただいています、その事業者から報告を毎年いただいていると。事業計画の年度が三年から五年という期間を設けています、その計画期間が終わったものについて、その計画期間の取組がどうであっ

たかを審査しまして表彰しているものになっております。

○**小川委員** チャレンジされて、効果が出たかどうか、出たところは表彰されるということ、令和四年度も五年度も六年度も、表彰事業者が該当者なしというのは少し残念なことですけどいかがでしょうか。

○**松野下地球温暖化対策室長** こちらに記載しています令和四年度から六年度の事業者が、計画を出したときにコロナ禍というのがありまして、事業の燃料と使用料が低いときに、基準になる年度を設けてそこからの削減の取組が少し難しかったという状況がありまして、該当がない結果となっております。

令和三年度より以前につきましては、コロナ以前の基本となる数字を用いて取組を進めておりましたので、表彰の対象者がいたところでございます。

○**小川委員** 分かりました。ただ、模範となるっていう感じで前向きに取り組んでいるところは、もうそろそろ令和六年度ぐらいは表彰事業者があってもよかつたんじゃないかなあと思うんですが、少し残念なので、次年度というか今年度を楽しみにしています。

それから、すごく気になるんですけども、このカーボンニュートラルの事業は大きくくればGXの中の事業ですよ。そう捉えていいんですか。

○**松野下地球温暖化対策室長** GXは経済を動かすものだ。カーボンニュートラルの削減の取組であったり吸収量を増やすという取組になっていますので、重なる部分は多くあるかと思うんですけども、家庭部門とかそういった部門も出てきますので、個人の取組という部分も含まれているかと認識しています。

○**小川委員** 多分、カーボンニュートラルということは、ゼロカーボンを目指す、温室効果ガスが出るのと吸収するのをゼロにする、ゼロを目指すことですよね。でも、そういったことって大きくくればGXにも関わってくるのかなと思うんですけど、この中でここまでゼロカーボンを目指されてカーボンニュートラルの啓発事業をすごくたくさん、何ページも出てきたり、いろいろ取り組んでいらつしゃるので、ぜひ宣言都市とかを進めていかれて欲しいなと要望しておきます。

次に、四十一ページの、環境中のダイオキシン対策事業ですけども、このダイオキシン類対策事業は、大気、地下水を毎年調査なさってらつしゃって、この結

果が、目標一〇〇%というのは、どのような意味の一〇〇%なんですか。

○坂本環境保全課長 ダイオキシンの常時監視に関する質問だったと思います。

目標の一〇〇%は、ダイオキシンの測定に関しましては、環境基準を測定するに当たりまして、固定という、定点として測定している地点と、ローリングとしまして年ごとに地点を変える地点がございます。

そういう形で、県下全域を把握できるようにやっているとところでですけども、それにおいて、環境基準を超過する地点がない、すべて環境基準を満足することを目標としているところでございます。

○小川委員 大体わかりましたけども、P R T R法に基づいてということになるんですか。P R T R法、見直しが叫ばれていますけど。

○坂本環境保全課長 P R T R法に関しては、事業者が化学物質を自ら管理するための法律でございます。特定科学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に促進に関する法律というのが正式名称になるんですけども、今申し上げたとおり、科学物質を取り扱う事業者が、自主的な科学物質の管理の改善をし、科学物質の環境保全上の支障を生ずることを未然に防止することを目的に、科学物質の排出の統計の義務、P R T R制度ですね。あと、化学物質の安全データベースの提供の義務付け、S D S制度と申しますが、科学物質を取り引きするときデータベースを提供するという二つの制度から出来上がっているところで。

現在、本県におきましては、令和六年度に四百三十六事業所ございました。ダイオキシンも対象になっているところですけども、その他の科学物質も含めて、事業者が適切に管理できるように進めていければと考えています。

○岩重委員 環境林務課に二点質問します。

審査説明資料の十一ページから十二ページにわたって、一番下の過年度収入のところ、三十一万六千六百円という収入済額になっておりまして、予算現額三十万円となっております。これが十二ページの付表によりまして、この千五百二十五万千三百十三円の分の返済額ではあるんですけど、これは三十万円だけその年返してもらう予定になっていたのか、どういった状況なのかお聞かせいただければと思います。

○本田環境林務課長 収入未済額についてのお尋ねでございました。

説明資料の三十一万六千六百円でございますけれども、こちらにつきましては、未済になっている方々は高齢であったり、年金から返されるということで、会社そのものはもう既に事業活動を行っていないところが多いですので、そういった方々から、毎月幾らか分納の約束をして返していただいているので、非常に回収自体は難しくなっているとございますけれども、定期的な支払いをお約束いただいた上で、回収を行っているものがございます。その分が少し見込みを上回ったところがございます。

○岩重委員 分かりました。十二ページの表を見ると一件で三十一万六千六百円ということになっているので、この方はまとめて完済されたという認識でよろしいですね。

○本田環境林務課長 令和六年度に収入があった方は四者でございまして、うちお一人につきましては完済されたところでございます。

○岩重委員 ということは、十二ページの件数、一件となっているのは、一件ではなく、この上の(三)と書いている、これが今おっしゃったようなことになるということですかね。

○本田環境林務課長 失礼いたしました、(三)が下に注意書きがありますように分納の件数でございまして、一件につきましては完済されたために、左側の調定額の欄が十一件あったものが、六年度末の収入未済額十件となったところでございます。

○岩重委員 この十件の中で一番最大の額は幾らになってますでしょうか。

○本田環境林務課長 この十件につきましては、五者の未納の分が調停ごとに件数を数えているものでございまして、一番多額の調停につきましては、四百万円余りとなっております。

○岩重委員 分かりました。単純に、年間三十万円ずつこの額を返していくと五十年かかるという計算になるんですけど、先ほど年金ですとか、なかなか収入がない中ということですが、なぜこういった額を貸付けたのかを教えてくださいませんか。

続けて、成果調書十ページ、審査説明資料二十五ページ、フロンの回収者のところですけども、調書十ページの下、登録件数が年々減っていて、更新件数も

三分の一ぐらいになっているところですけども、これは問題なのか、それとも、妥当な件数なのか聞きたいのですが。

○鳥原廃棄物リサイクル担当参事 成果調書十ページの第一種フロン類充填回収業者登録更新の件数についての質問でございます。

年度を追って件数が減っているということで、この事業自体が、五年更新の事業でございます。フロンの回収充填を行う事業者は県の登録が必要であるということ、年度ごとに数字が変わってくるのはその更新に係るものと認識しております。

○岩重委員 執行率が四十九%ということだったので、件数のとおりになっているのかなというところであつたんですが、フロンの回収が進められているということ、一定の理解をしました。

○田畑委員 審査説明資料二十三ページ、ヤンバルトサカヤスデの蔓延防止のための調査研究をしているようですけれども、この予算で何をされているのですか。調査研究というのは分かるけど、どういうことをしているのか。どんどん増えていると思うんですね、生息域が。これについて、これだけの予算で足りる、足りた、どういう調査ができるのか、研究ができるのか。執行率は六十八%と少ないんですよ。たつた百三十万円予算の中で六十八%というのは、何ができるのかその辺をお聞かせください。

○鳥原廃棄物リサイクル担当参事 ヤンバルトサカヤスデの予算の執行状況についての質問でございます。

まず執行率が低いことについては、旅費の執行残でございますが、令和六年度は離島における調査等について、現場に行かなかつたということなどもございます。

調査研究等につきましては、平成の一桁の頃から調査研究を続けておりまして、ヤンバルトサカヤスデについては、平成三年に徳之島で異常発生して以降、県内各地に広がっており、現在県内三十四市町村において広がっているとありますが、当初は生理生態に関する研究等を行ったところでございます。

その他、駆除剤の開発であるとか、林部、林の中の落ち葉の下であつたり茎の中であつたりそういったところに生息する、非常に小さな個体でございますので、

また一年から一年半をかけて幼体から亜成体、生体になって死んでいくというライフサイクルがございますので、なかなか撲滅、根絶は難しいものがございます。

そして、住宅の敷地内に入つてこないようにするかという研究等も含めてやっております。例えば忌避物質、ヤンバルトサカヤスデが嫌うような物質の調査研究、またコバルト六十、放射性物質を照射した上での根絶ができないかということの検討などしております。直近では、侵入防止対策の検証開発として、住宅への侵入等を防止する研究等もやっております。またその成果につきまして、住民向けのパンフレット等の中にお示しして、市民の方々に普及啓発を図つております。

○田畑委員 その成果はどうなんですか。

○鳥原廃棄物リサイクル担当参事 忌避物質につきましては、例えば鶏糞抽出物の忌避効果の検討であるとか、モロコシ、ドクダミ等の抽出物、オレンジオイル、その他の物質等をいろいろ検討しているところですが、その効果は認められるんですけど、なかなか実用性は低い、難しいということであつたり、先ほどのコバルト六十についても、実用性は低いと言われております。

ただ、畦シートにおける侵入防止対策については一定の効果が認められるということ、パンフレットの中にも写真付きで、イラストも載せたりしながら、啓発を図つております。

○田畑委員 分かりましたけれども、これだけの予算ですから、もう少し使つて、三十四市町村に生息域が広がっているわけだから、これ以上広がらないように、どうしたらいいのかそういうことも含めてしっかりと、もう少し力を入れて取り組んで欲しいものです。それだけ要望しておきます。

もう一つ、先ほど藤崎委員が海岸漂着物についておっしゃいましたけど、審査説明資料二十四ページ、執行率が低いのは、繰越というのは分かるんですけども、不用額が六千万円あるけども、補助金の執行残、それだけですか。市町村の取組が悪いとか、そういったものもあるのかどうですか。

○富宿廃棄物・リサイクル対策課長 執行残が六千万円以上残っておりますけれども、この事業におきます不用額につきましては、旅費等の執行残が四十九万円

ほど、それから市町村補助金につきまして、国への返還額が五百七十万ほど生じておりますけれども、残りにつきましては、国に要望した額と実際に内示があった額との差という形になっております。

○田畑委員 要望した額より内示が多くきたということですか。

○富宿廃棄物・リサイクル対策課長 県として要望した額に對しまして、六割から七割ぐらいの内示率となっている、そのためかなり乖離が生じているところでございます。

○田畑委員 市町村が取り組む事業という理解でよろしいですか。プラスチックごみの他にも木とか、いろんなものを全てをひっくるめて使えるんですか。

○富宿廃棄物・リサイクル対策課長 この事業につきましては、海岸管理者と市町村が対象となっております、海岸漂着につきましてはその種類を問わず大抵の物につきましては回収処分が可能となっております。

○田畑委員 不用額が六千万円はあまりにも大きいのかという気もするんですよ。これだけ海岸も抱えているわけですから、ゴミも相当ありますよ。だから、本来ならまだしたいところもたくさんあると思うんですよ。そういうのを考えれば、この不用額はもつたないなという気がするので、もう少しうまく使うようにしていただきたいと思えます。

○森委員 成果調書の三六ページ、ヤスデまん延防止対策事業の記載ですが、効果的な駆除対策等の調査・研修と書いてあるんですけど、調査研究ではないですか。どの文章を見ても、その前にも調査研究と書いてあって、三十五ページのアウトプットのところにも、こちらの審査説明資料についても調査研究の言葉しか出ていなくて、研修をやったのなら研修のことが書いてあるんでしょ、何とも研修をやった形跡もないので、これは単なる語句の間違いでしょうか。

○鳥原廃棄物リサイクル担当参事 ヤンバルトサカヤスデのまん延防止を図るための調査研究ということでございますが、先ほど御説明したことの繰り返しになりますけど、生態教育に関する調査研究だったり、平成の一桁の頃からずっと繰り返し、いろんな方法を確認しながらやっているところではございます。調査研究といえますか、研究部門、例えば民間の薬剤会社が行う研究等も含めての記載になっておまして、また最近では全国に広がっております、九州内では沖

縄、宮崎県ですがその他に、高知県、静岡県、山梨県、東京都、神奈川県、そういったところにも広がっておりますので、他県の調査研究の状況等も踏まえながら、検討していかないといけないと考えております。そのような結果については、ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会の中でも、協議をしいって考えていきたいと考えております。

○森委員 質問の仕方が悪かったと思うんですけど、研修はしたんですかという質問なんです。調査・研修と書いてあって、その前の三十五ページのアウトプットの(二)のところからまん延防止対策や効果的な調査・研究を実施したと書いてありますし、説明資料にもヤンバルトサカヤスデまん延防止のための調査研究及び啓発等にと、啓発はまた別でやっているわけですよ。三十六ページには効果的な駆除対策等の調査・研修と書いてあるから、全部調査・研究ではないんですかという質問です。

○鳥原廃棄物リサイクル担当参事 大変失礼いたしました。先ほどの答弁の中では調査研究と申し上げたところですが、三十六ページの調査研修、こちらは、研修で間違っております。具体的に申しますと、住民の方から要望等があったときに、その地区にお伺いしまして、説明をしたり説明会を開いたりということがあります。昨年度につきましては、霧島市から、県の担当及び事業者、メーカーの担当等も出席してもらえないかということで、霧島市の隼人地区で研修という説明、そういったものをやっております。そのほかヤンバルトサカヤスデ検討委員会の中でも、様々な検討等を行っているところでございます。

○森委員 であるならば、研修内容を載せるべきだと思います。

○しらいし委員 審査説明書の六十二ページ、稼げる林業、並びにその一番下の林業整備事業で、不用額について、事業者の財務状況の悪化による補助金の申請の取りやめとなっているんですけども、この背景並びにこの事業者が同一なのか別なのかを教えてくださいなと思います。

○前迫かごしま材振興課長 説明資料六十二ページの森林整備・林業木材産業活性化推進事業の不用額についてのお尋ねでございます。

こちらにつきましては、国の令和五年度の補正予算を活用しまして、県内の木質バイオマスの発電事業から、原料であるバークの破砕機を新たに導入したい

という要望がございまして、県から国に要望して、事業の採択をいただいたところでございます。

ただ、事業者が採択後に、燃料のバーク以外にも原木からのチップで混焼しましてバイオマス発電をしているんですけど、原木の調達価格が県内でかなり上がってきて、その費用がかかってしまったというところ、それ以外にも、このバイオマス発電施設にありますグラップルの機械であったり、木材を小割にするような機械がその後故障になりまして、そういったところの設備の投資の方を早急にやらないといけないというところで、今回バーク破碎機については事業を見送ったというような状況です。

○しらいし委員 これは同一の事業所でいいんですか。さっきの下の方にも、四千万ばかり不用額が出ていますけれども。

○前迫かごしま材振興課長 森林整備・林業木材産業活性化推進事業の不用額につきましては、先ほど言いましたとおり、バイオマス発電事業者の事業の取下げというところでございます。

委員おっしゃる、稼げる林業・木材産業の確立事業の事業者については、品質・性能の確かな県産のJAS材、そういったものの生産体制を整備するためのグレイディングマシン、製材の強度を測定して維持する機械の導入を検討していたんですけど、県内の木材製材工場が事業の見直しというか財務状況等の見直しによって事業の要望を取り下げたということで、この二段目の事業と一番下の事業者は別となっております。

○しらいし委員 あまり深く言いませんけれども、今、本県も林業学校もつくりながら林業に対して力を入れていこうということで、業界団体の方々にもしっかりとした財務支援というか、そういったものを見ながら進めていただければと思います。

あと一点、審査説明資料七十ページ、前払金の返納で利息がついて、七万幾らついている未収債権があるんですが、弁護士から、事業者に対して連絡をしないようにというように書いてあるんですけども、背景を教えてください。

○有村森づくり振興課長 この事業につきましては、令和三年度の林地荒廃防止

事業ということで、屋久島町で工事をやっております。

当初、千七百九十三万円で落札いたしましたして、工事を始めたところですが、前払金ということで、工事費の四割、七百一七万二千元を支払っております。その後、その相手方の建設会社から、契約解除に関する申出書の提出がありまして、解除したと。工事自体は出来高がゼロ%でしたので、前払金の回収と、契約保証金を、一割になります。回収しております。前払金額に対して利息が発生しております。現在、この相手の建設会社の方が行方不明になって連絡が取れない状況が続いております。途中から弁護士が入ってきて、弁護士が代理人としてやりますということで、その後、県としましては弁護士に連絡を取っているような状況です。

○しらいし委員 未収債権にならないようにしっかりと取組を要望いたします。

○本田環境林務課長 先ほどの岩重委員からの御質問でございしたけれども、林業木材産業改善資金について、未収が発生しており、回収も少額となっていることについて、当初の貸付自体が適切だったのかという御懸念からの御質問だったかと思えます。

この資金の貸付けの際には、当初は経営状況でありますとか、きちんと審査をしまして貸付けを行ったものでございますけれども、その後の経営不振により、倒産や廃業などにより返せなくなっているというところはございます。

ですが、未収につきましては、債権管理マニュアル等に基づきまして、債務者でありますとか保証人に対して督促を行うとともに、分割償還している方については償還額の増額の要請でありますとか、定期的な償還確認書の徴求などを今後も行いまして、債権の回収に努めてまいりたいと考えております。

また、新規発生防止対策としまして、未収債権の新規発生を抑制するために、審査時の審査の厳格化でありますとか、担保の徴求でありますとか、地域振興局や森林組合等と連携しながら、経営状況の状況把握でありますとか督促償還の指導を早期に行いまして、未収債権の固定化防止に努めてまいりたいと考えております。

○岩重委員 分かりました。先ほど、しらいし委員がおっしゃったのにしてもそうでございますが、やはりしっかりと回収の見込みというか、立てたものについて

もやはりそのところは審査してから貸し出すということがまず一つと、予算現額のところは三十万円と書いているところが、もう今年は三十万取り切ればいいやみたいはどうしても見えてしまうので、やはりこの貸付けたお金はしっかり返すんだぞという書き方というか、少し検討してもらいたいなと思いましたが。

○有村森づくり振興課長 訂正をさせていただきたいと思えます。

先ほど藤崎委員から桜島直轄治山事業の質問の中で、令和六年度の事業費を回答させていただいたところですが、正しくは約十一億五千万円でしたので、訂正させていただきたいと思えます。

○富宿廃棄物・リサイクル対策課長 先ほどの藤崎委員の御質問への答弁につきまして二点ほど訂正させていただきたいと思えます。

南さつま市で行われました災害廃棄物に係るエリア別会議では、正しくは仮置き場設置訓練ではなく、仮置き場候補地の現地確認及び意見交換等で行いました。また現地確認を行ったのは、今回の災害において実際使っている場所ではなく、別の仮置き場の候補地で行いました。

併せまして、不法投棄等原状回復促進事業に取り組んだ箇所につきまして、これにつきまして毎年一か所程度行っておりまして、昨年度は始良市蒲生町で木くずと廃プラスチックの撤去を行いました。

○永井委員長 ほかに、質疑はありませんか。

ほかに質疑がありませんので、これで環境林務部の審査を終わります。

御苦勞様でした。執行部の皆様は退席をお願いします。

昼食等のため、暫時休憩いたします。

午後十二時三十分休憩